

八尾市小規模特認校スポーツ支援業務に関する事業提案【面接審査】 評価内容及び評価基準

- 各評価項目について、評価内容に記載の観点から評価し、評価基準に基づき採点する。なお、審査は事業者名を伏せて行う。
- 得点は審査委員の平均点(採点合計／審査委員数)とし、得点が50点未満の提案者は失格とする。

提案書(様式第2-1号別紙)の 該当項目	評価内容	配点	採点基準
1. 事業の実施体制	本業務を行うにあたり、受託する場合の実施体制について、人員配置、指揮体制等が業務の目的を果たすため効果的な体制となっているか。	25	非常に優れている25点、ふつう13点、非常に劣る0点として、0～25点の任意の整数
2. 本業務を担当する指導員の 実績と業務遂行に必要な 能力	担当指導員に該当業務に携わった実績があり、本市の業務に必要な能力を有しているか。	20	非常に優れている20点、ふつう10点、非常に劣る0点として、0～20点の任意の整数
3. 本事業に対する認識	近年の教育の動向や子どもをとりまく状況等を踏まえ、中学校における部活動の意義、並びに小学校における体育授業や放課後運動の意義を認識しているか。	20	非常に優れている20点、ふつう10点、非常に劣る0点として、0～20点の任意の整数
4. 業務の方針及び意欲	本業務を行うにあたり、業務の着眼点・実施方針が適切で、取組み意欲が強く感じられるか。	20	非常に優れている20点、ふつう10点、非常に劣る0点として、0～20点の任意の整数
5. 経費	提案内容を実施するにあたり、安価であるか。	15	見積金額が 提案上限額を超えている場合 ⇒失格 提案上限額と同額の場合 ⇒0点 提案上限額の95%以上100%未満の場合 ⇒ 5点 90%以上95%未満の場合 ⇒10点 90%未満の場合 ⇒15点 ※事務局で事前に記入
		100	合計点